

歩道橋の

ネーミングライツパートナー募集

歩道橋ネーミングライツ事業について

歩道橋に通称名を命名することができる権利（ネーミングライツ）を売却し、その収入を歩道橋の維持管理費に充てることで市民の安全・安心に役立つと共に、民間企業へ社会貢献の場を提供することを目的とした事業です。さいたま市では、事業に賛同していただけるパートナーを募集します。

対象施設

市管理歩道橋42橋
(次頁以降の一覧、案内図、イメージ図を参照下さい。)

契約金額

1橋あたり25,000円/月～
(消費税別途)

契約期間

3年間～



歩道橋の名前、何にする？

※命名できる通称名は、会社名や商品名等
(原則商標登録されたもの)です。

※応募方法、その他詳細については
市ホームページより確認下さい。



さいたま市携帯サイト

又は

さいたま 歩道橋ネーミング



対象歩道橋一覧

令和6年8月現在

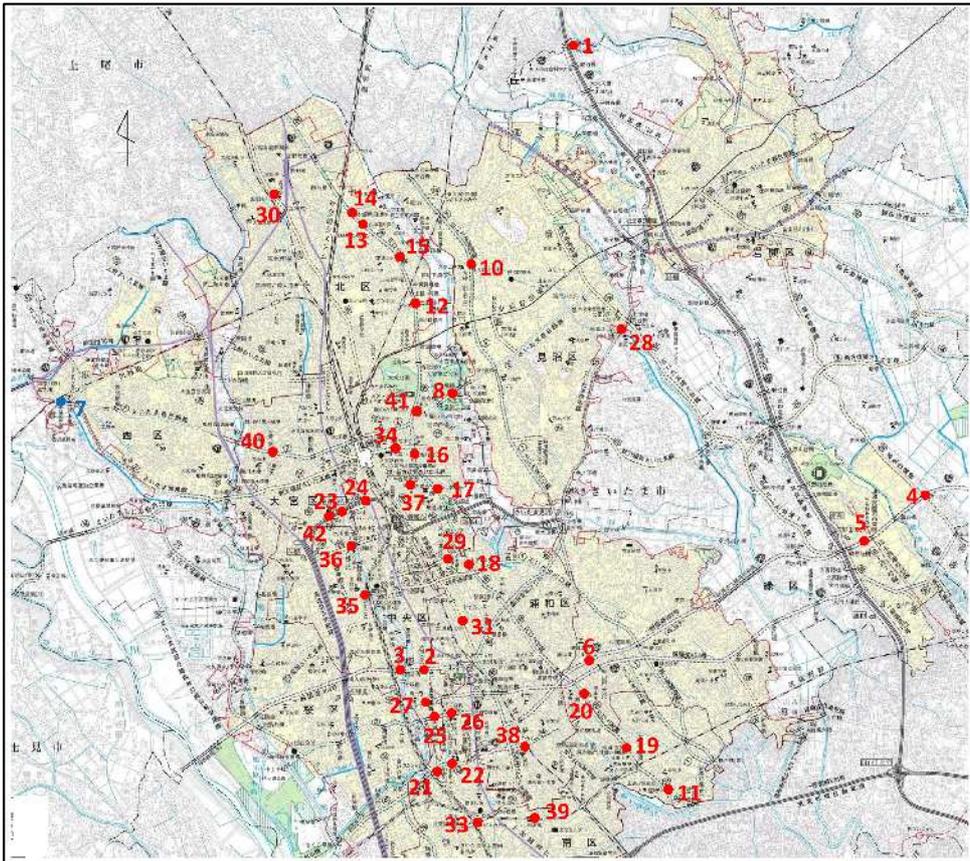
番号	橋梁名	所在地	路線名称	橋長(m)
1	馬込歩道橋	岩槻区大字馬込	一般国道122号	10.0
2	大戸歩道橋	中央区大戸6丁目～大戸2丁目	一般国道463号	19.0
3	鈴谷歩道橋	中央区鈴谷1丁目～鈴谷5丁目	一般国道463号	19.6
4	釣上歩道橋	岩槻区釣上	一般国道463号バイパス	31.6
5	下野田歩道橋	緑区下野田～下野田	一般国道463号バイパス	31.2
6	原山第三歩道橋	緑区原山2丁目～原山2丁目	一般国道463号バイパス	23.9
7	西遊馬歩道橋	西区西遊馬	主要地方道さいたま春日部線	22.1
8	大宮第二公園前歩道橋	大宮区堀の内町3丁目～堀の内町2丁目	主要地方道さいたま春日部線	23.9
10	大砂土中前歩道橋	見沼区東大宮1丁目～大和田町2丁目	主要地方道さいたま菖蒲線	30.8
11	太田窪歩道橋	南区太田窪～太田窪	主要地方道さいたま草加線	16.5
12	土呂歩道橋	北区土呂町2丁目	主要地方道川口上尾線	13.8
13	西本郷歩道橋	北区本郷町	主要地方道川口上尾線	15.3
14	本郷新田歩道橋	北区本郷町	主要地方道川口上尾線	25.0
15	本郷町歩道橋	北区本郷町	主要地方道川口上尾線	15.5
16	東町歩道橋	大宮区東町1丁目	主要地方道川口上尾線	22.5
17	天沼町歩道橋	大宮区天沼町2丁目	主要地方道川口上尾線	14.9
18	上木崎歩道橋	浦和区上木崎3丁目～上木崎5丁目	主要地方道川口上尾線	16.8
19	谷田歩道橋	南区太田窪5丁目～太田窪	主要地方道川口上尾線	18.2
20	原山第一歩道橋	緑区太田窪1丁目～原山1丁目	主要地方道川口上尾線	15.9
21	中浦和駅歩道橋	南区鹿手袋2丁目～鹿手袋1丁目	主要地方道さいたま東村山線	39.8
22	別所沼公園歩道橋	南区別所5丁目～別所4丁目	主要地方道さいたま東村山線	19.0
23	桜木町歩道橋	大宮区桜木町	主要地方道さいたまふじみ野所沢線	68.2
24	上落台北歩道橋	中央区上落合	主要地方道さいたまふじみ野所沢線	64.9
25	大戸南歩道橋	中央区大戸1丁目～大戸2丁目	主要地方道さいたま鴻巣線	16.6
26	仲町小前歩道橋	浦和区常盤6丁目～常盤8丁目	主要地方道さいたま鴻巣線	21.0
27	大戸中歩道橋	中央区大戸	主要地方道さいたま鴻巣線バイパス	33.0
28	東宮下歩道橋(七・五・三)	見沼区東宮下～新堤	主要地方道さいたま幸手線	25.0
29	上木崎小北歩道橋	浦和区上木崎3丁目	一般県道さいたま北袋線	42.8
30	宮原歩道橋	北区宮原町4丁目	一般県道鴻巣桶川さいたま線	14.5
31	北浦和歩道橋	浦和区北浦和2丁目～北浦和3丁目	一般県道鴻巣桶川さいたま線	14.8
33	武蔵浦和駅歩道橋	南区影沼1丁目～影沼1丁目	一般県道曲本さいたま線	32.8
34	大門町歩道橋	大宮区大門町3丁目	一般県道新方須賀さいたま線	27.3
35	本町歩道橋	中央区本町東2丁目～本町東3丁目	一般県道宗岡さいたま線	15.9
36	八幡歩道橋	中央区本町東7丁目～本町東5丁目	一般県道宗岡さいたま線	13.4
37	南小前歩道橋	大宮区浅間町1丁目～吉敷町3丁目	市道20081号線	25.0
38	高砂歩行者デッキ	浦和区高砂1丁目～高砂1丁目	市道F第507号線	25.0
39	焼米橋歩道橋	南区白幡1丁目～根岸4丁目	市道F第111号線	24.8
40	三橋歩道橋	大宮区三橋1丁目	主要地方道さいたま春日部線	21.7
41	堀の内町歩道橋	大宮区高鼻町2丁目～堀の内町3丁目	主要地方道川口上尾線	15.5
42	上小小学校前歩道橋	大宮区上小町	主要地方道さいたまふじみ野所沢線	66.2

※この表にある歩道橋は、緊急工事や補修等によって応募を受けかねる場合があります。
 ※背景に網掛けをしている歩道橋については、パートナー契約中又は審査中等の理由により、
 現在募集を中止しています。

対象歩道橋案内図

令和6年8月現在

※対象歩道橋一覧の番号と案内図の番号が一致しています。



イメージ図



★ ○○○○ 大戸中歩道橋

(例) ロゴマーク + 通称名 + 既設名称

さいたま市歩道橋ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市広告掲載要綱(平成18年7月4日市長決裁)第3条の規定に基づき、歩道橋に通称名を命名する権利(以下、「ネーミングライツ」という。)を企業に売却し、それにより得られる収入を歩道橋の維持管理費に充当する事業(以下「歩道橋ネーミングライツ事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 歩道橋ネーミングライツ事業は、さいたま市が管理する歩道橋のうち、別に定める対象歩道橋について実施する。

(規格)

第3条 歩道橋に標示する通称名は、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を満たすものとする。

(資格)

第4条 歩道橋ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、市とネーミングライツの契約を締結する企業(以下、「パートナー」という。)は、さいたま市広告掲載基準を満たすものとする。

(募集方法)

第5条 パートナーの募集は、別に定める募集要項に基づき、原則として公募により行うものとする。

(選定)

第6条 パートナーは、別に定めるさいたま市歩道橋ネーミングライツ審査委員会(以下、「審査会」という。)において、契約料、契約期間、通称名等必要な事項を審査した上で決定する。

(契約)

第7条 審査会において決定されたパートナーは、別に定める契約書により市と契約を締結する。

(契約期間)

第8条 歩道橋ネーミングライツ事業の契約期間は、概ね3年以上とする。ただし、市及びパートナーとの協議によりこれを変更又は更新できる。

(契約料)

第9条 契約料は、別に定める募集要項に基づき決定するものとする。

2 パートナーは、市が指定する期日までに契約料を納付するものとする。

(契約料の不還付)

第10条 納入された契約料は、原則還付しない。ただし、特別の理由があると認められる場合は契約料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

問い合わせ先

さいたま市 建設局 土木部 道路環境課

電話：048-829-1491

FAX：048-829-1988

E-mail：doro-kankyo@city.saitama.lg.jp



このパンフレットは1,000部作成し、1部あたりの作成費用は43円(概算)です。